

# 「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン第4弾」 「36協定」の締結を浸透させる活動 「Action! 36」をスタート

2019年4月1日より、①罰則付きの時間外労働の上限規制や、②年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務などの改正労働基準法が施行されるが、連合は今秋より来年3月末までの間、長時間労働を是正し、組合の有無にかかわらず、すべての職場でのより良い働き方の実現を目指し、36協定の適切な締結など、職場における取り組みの徹底とともに、地域や社会における機運の醸成を通じて、働く人たちのセーフティネットづくりを目指す「Action! 36」を展開する。その行動の北海道段階でのキックオフとして連合北海道、連合北海道石狩地協、札幌地区連合合同の街頭宣伝行動を11月5日、札幌市内で実施し、マイクや産別参加者によるチラシ配布で「36協定」の内容などについて説明し、連合の取り組みに理解を求めた。

冒頭、連合北海道・出村会長は、「36協定」の内容や来年4月施行の労基法の改正内容について説明するとともに、「36協定を理解し、適切・適正な協定の締結で長時間労働を無くして、より良い働き方、安心して働ける職場にしよう」、また、石狩地協の太田会長、連合北海道組織労働局の山田局長は「時間外、休日労働のためには36協定が必要です」と市民らに呼びかけた。

会社が残業をさせるためには「36協定の締結」が不可欠。しかし連合が行った調査では、そのことを知っている人は5割半ば、また勤め先が「36協定を締結している」のは、4割半ばとの回答だった。（連合2017年インターネット調査／有効回答数1000人）

この調査から、働く人たちがそもそも36協定を知らないこと、また36協定を結ばずに残業させている企業が多いという実態が浮き彫りになっている。長時間労働を是正して、すべての職場で『より良い働き方』を実現していくためには、「36協定の適切な締結」が必要である。

連合北海道は今後も各地協会で街頭宣伝行動の実施や、春闘期前段に実施している「社会的キャンペーン」の際に北海道や自治体等へ「時間を大切にする北海道(〇〇市町村)宣言」の締結を働きかけるなどの行動を予定している。この他、12月、2月には改正労働基準法施行を前に全国一斉労働相談を実施予定。



Action!

36

「Action! 36」ロゴマーク

「36協定」とは

法律で定められている労働時間は原則「1日8時間1週40時間」です。これを超えて残業させたり休日出勤させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定」を労働者の代表と使用者が締結し、労働基準監督署長に届け出ていることを要件として、その協定で定められた範囲内でのみ、例外的に時間外労働・休日労働を認めています。この「時間外・休日労働に関する協定」が、通称「36（サブロク）協定※」です。

※ サブロク協定と呼ばれる理由は、時間外・休日労働に関することが労働基準法第36条で規定されているためです。